

地方独立行政法人下関市立市民病院 中期計画

前文

第1 中期計画の期間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスの向上

- (1) 患者中心のチーム医療の充実
- (2) 患者サービスの向上
- (3) 急性期病院としての機能の充実
- (4) 医療スタッフの確保と専門性や医療技術の向上
- (5) 医療機器の計画的な整備及び更新
- (6) 救急医療の取組み
- (7) 予防医療の充実

2 地域医療への貢献と医療連携の推進

- (1) 高度医療の充実
- (2) がん医療の充実
- (3) 地域の医療機関との連携強化
- (4) へき地医療への支援

3 法令の遵守と情報公開

- (1) 法令と行動規範の遵守
- (2) 情報の開示

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営管理体制の構築

2 効率的、効果的な業務運営の確立

3 収入の確保

4 魅力的な人事制度の整備

第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 地域医療センター（仮称）の整備

2 災害及び感染症流行時等における対応

3 医療の普及啓発及び情報発信

第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成24年度から平成27年度まで）

2 収支計画（平成24年度から平成27年度まで）

3 資金計画（平成24年度から平成27年度まで）

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

2 想定される短期借入金の発生事由

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第8 剰余金の使途

第9 料金に関する事項

1 料金

2 料金の減免

3 料金の還付

第10 地方独立行政法人下関市立市民病院の業務運営等に関する規則で定め

る業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

2 中期目標の期間を超える債務負担

3 積立金の処分に関する計画

前文

地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「市民病院」という。）は、下関市立中央病院が下関医療圏において、今まで果たしてきた地域医療への役割をより一層推進するために設立された法人である。

ここに、市民病院が引き続き市立病院としての使命を承継するとともに、地方独立行政法人としての制度の特徴を生かした民間的経営手法により安定した経営基盤を構築し、急性期医療を担う下関地域の中核病院として、地域の医療機関及び下関市と連携し、地域医療はもとより、市民のニーズに応じた救急医療及び高度医療等を提供し、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、以下の基本理念、基本方針のもと、下関市長から指示された中期目標の達成に向け、次のとおり中期計画を定める。

【基本理念】

“安心の優しい医療を提供し、市民から信頼される病院を目指します”

【基本方針】

- 市民のニーズに応じた最善の医療を提供します。
- 重点診療項目として、悪性疾患、救急及び生活習慣病に取り組みます。
- 安定した健全な病院経営を目指します。

第1 中期計画の期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスの向上

(1) 患者中心のチーム医療の充実

- ・ 患者自らが受ける医療を十分理解し、納得の上で自分にあった治療法を選択できるようインフォームド・コンセントの徹底を図る。
- ・ 褥瘡チーム、感染管理チーム、呼吸ケアチーム、栄養サポートチーム（N S T）など、専門スタッフがそれぞれの知識を持ち寄って、総合的、専門的な診療を行うことにより、患者に最適な治療方針を検討する。
- ・ 標準的かつ効率的な医療を推進し、患者の負担軽減を図るため、クリニカルパスの積極的な活用に取り組む。
- ・ 患者が安心かつ効果的に服薬できるよう、薬剤師による服薬指導を充実する。
- ・ M S W（医療ソーシャルワーカー）を増員し、相談支援体制の充実を図ることにより、患者が安心して退院できる体制を作る。

指標	平成23年度見込	平成27年度目標
クリニカルパス件数	1, 050件	1, 155件
服薬指導件数	4, 800件	5, 280件
医療相談件数	2, 500件	2, 750件

(2) 患者サービスの向上

- ・ 患者満足度（C S）調査については、常に患者の視点に立ったテーマを持ち、定期的に実施することにより、患者ニーズを的確に把握し、患者サービスの向上に反映させる。特に、外来患者の診療待ち時間については、電子カルテを活用することにより実態を的確に把握し、待

ち時間の短縮に努める。

- ・ クレジットカード等の導入により、患者が医療費を支払いやすい環境を整備するとともに、未収金の発生防止にも努める。
- ・ 院内ボランティアを有効的に活用することにより、常に市民や患者の目線に立ったサービスの向上に努める。
- ・ いつでも患者が納得した治療を受けることができるようセカンドオピニオンへの適切な対応を行う。

指標	平成23年度見込	平成27年度目標
C S 調査実施回数	1回	2回
院内ボランティア登録数	14人	30人

(3) 急性期病院としての機能の充実

- ・ D P C 対象病院として平成26年度に認定を受け、急性期病院として他病院との診療情報データの比較分析を行うことにより、医療の質の向上に努める。

(4) 医療スタッフの確保と専門性や医療技術の向上

- ・ 医師に選ばれる病院となるよう、共同研究テーマを設定するなど、大学医局との連携強化を図る。
- ・ 市内、県内外の看護学校との連携を図り、看護実習受入施設としての機能充実を図ることにより、新卒者の獲得に力を入れ、7対1看護配置基準移行に必要な看護師を確保する。
- ・ 認定看護師、専門看護師の育成については、計画的かつ戦略的に行うとともに、職員が資格を取得する際には積極的な支援を行う。
- ・ 医療職の専門性を高めるため、看護師、医療技術職員など医療スタッフを、院外の研修に積極的に参加させる。
- ・ 治験については、倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性を十分調査し、新薬の開発に貢献する。

指 標	平成23年度見込	平成27年度目標
認定看護師等の人数	延べ 5人	延べ 13人
認定技師等の人数	延べ 35人	延べ 58人

(5) 医療機器の計画的な整備及び更新

- 老朽化した医療機器を計画的に整備・更新することにより、医師のモチベーションを高めるとともに医療の質を高める。

(6) 救急医療の取組み

- 医師等の人的資源を確保し、輪番制による当番日はもとより、当番日以外の日においても断らない救急体制の整備に努める。
- 小児科においても医師の確保に努め、市民のニーズが高い小児救急の維持に努める。

指 標	平成23年度見込	平成27年度目標
救急車搬送受入件数	2, 200件	2, 420件

(7) 予防医療の充実

- 地域医療センター（仮称）内に健診センターを整備し、企業健診や人間ドックなどを効率的かつ効果的に行うことにより、市民のニーズにあった予防医療の充実を図る。

指 標	平成23年度見込	平成27年度目標
健診件数（人間ドック含む）	1, 600件	4, 600件

2 地域医療への貢献と医療連携の推進

(1) 高度医療の充実

- 高度医療機器の更新については、将来に亘る計画を明確にし、効率的かつ効果的に実施する。

- ・市民のニーズが多い新生物系（悪性腫瘍など）、循環器系や筋骨格系の疾病について、市民病院としての高度医療に取り組む。

（2）がん医療の充実

- ・地域がん診療連携拠点病院として、がんの地域連携クリニカルパスを整備するなど地域連携の強化に努めるとともに、がん専門相談員を整備し、がん患者に対しての相談体制の充実を図る。
- ・緩和ケア医療の充実を図るため、地域医療センター（仮称）内に緩和ケア病棟を整備するとともに、外来化学療法室を再整備し、治療中の患者の苦痛を和らげることのできる環境を整える。

指 標	平成23年度見込	平成27年度目標
がん地域連携クリニカルパス 届出数	1件	6件

（3）地域の医療機関との連携強化

- ・山口県保健医療計画にも示されている4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）において、下関医療圏の中核病院としての役割を果たす。
- ・地域医療連携室と医療相談室を統合し、地域連携の体制強化を図り、地域連携クリニカルパスを活用するなど病診連携を積極的に推進することにより、紹介率、逆紹介率を向上し、期間内の地域医療支援病院の承認を目指す。

指 標	平成23年度見込	平成27年度目標
紹介件数（率）	33.0%	40.0%
逆紹介件数（率）	33.5%	60.0%

（4）へき地医療への支援

- ・ へき地（蓋井島）への医師派遣を継続するとともに、市立豊田中央病院とも連携を図り、へき地医療への支援を積極的に行う。

3 法令の遵守と情報公開

（1）法令と行動規範の遵守

- ・ 市立病院として、医療法を始めとする関係法令を遵守するため、法人としてのコンプライアンス推進指針により法人職員（委託業者を含む。）全員に徹底する。

（2）情報の開示

- ・ 診療録（カルテ）等については適正に管理するとともに、個人情報の保護については、電子カルテなど電子媒体によるものはもとより、電子カルテ移行前の紙カルテについても万全を期す。なお、開示請求があった場合には、下関市個人情報保護条例に準じた規程により適切に対処する。
- ・ 情報公開については、下関市情報公開条例に準じた規程により適切に対処する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営管理体制の構築

- ・ 診療報酬の改定や患者の意向調査などを踏まえた経営戦略を実行するため、経営企画部門の体制を強化する。
- ・ 理事長の決定を補佐する理事会を定期的に開催するとともに、理事の役割分担を明確にすることにより、迅速かつ適切な意思決定を行う。

2 効率的、効果的な業務運営の確立

- ・ 委託業務の見直しを行うとともに、複数年契約を有効的に活用することにより費用の削減を図る。
- ・ 診療材料などの購入にあたってはベンチマークを活用することにより、価格交渉の徹底を図り費用の削減を図る。

3 収入の確保

- ・ 地域連携室を中心に病床管理を効率的に行うことにより、病床利用率の向上を図る。
- ・ 老朽化した医療機器を再整備し、医療の質を向上するとともに入院単価及び外来単価の向上を図る。
- ・ 医療事務経験者や診療情報管理士などをプロパー職員として採用することにより医事業務の専門化を図るとともに、委託業者との連携を密にすることにより診療報酬の請求漏れや査定減の防止を図ることにより、収入の増加を図る。
- ・ 夜間診療における医療費徴収体制を再整備することにより未収金となる対策を講じる。

指 標	平成23年度見込	平成27年度目標
病床利用率	72.7%	90.0%
入院診療単価	44,300円	48,500円
外来診療単価	11,700円	14,500円

4 魅力的な人事制度の整備

- ・ 医師の給与制度を見直し、職責や勤務実績に応じた働きがいのある給与制度を確立する。
- ・ 評価と昇任・昇格を連携するなど、年齢や勤続年数にとらわれないトータル人事評価制度を確立する。
- ・ 業績に応じた手当を職員に支給することにより、職員のモチベーションを高め、努力が報われるような制度を確立する。

第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためによるべき措置

1 地域医療センター（仮称）等の整備

- ・本院東側駐車場の位置に、健診センターや緩和ケア病棟などを兼ね備えた地域医療センター（仮称）を平成26年度までに整備するとともに、併せて院内の改築を行うことにより一層の医療機能の充実を図る。

2 災害及び感染症流行時等における対応

- ・災害拠点病院として、平時より県内の他災害拠点病院及び市消防本部と連携を密にし、災害訓練に参加するとともに、災害発生時には迅速かつ効果的に災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣を行う。
- ・第二種感染症指定医療機関として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により入院が必要な感染症患者を受け入れるとともに、新型インフルエンザ等の感染症の流行時においては、市の要請に応じ迅速な対応を行う。

3 医療の普及啓発及び情報発信

- ・市民公開講座やまちの保健室の開催など、市立病院として市民が必要としている医療に関する情報の普及啓発に努めるとともに、ホームページを充実し、市立病院として市民にも医師・看護師などにも選ばれる病院となるようPRを積極的に行う。

第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成24年度から平成27年度まで）

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	33,410
医業収益	30,270
	2,402
	738
営業外収益	485
運営費負担金収益	318
	166
資本収入	4,784
運営費負担金	1,739
	3,045
	0
計	38,678
支出	
営業費用	32,228
医業費用	31,441
	17,963
	8,383
	4,839
	257
一般管理費	787
営業外費用	303
資本支出	5,890
建設改良費	3,045
	2,845
	0
計	38,422

(注記)

- 1 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているので、合計とは一致しないものがある。
- 2 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価変動は考慮していない。

[人件費の見積り]

期間中、18,742百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

[運営費負担金等の見積り]

救急医療、小児医療などの不採算医療に係る経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定を基に算定された額とする。

なお、建設改良費及び償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成とする。

2 収支計画（平成24年度から平成27年度まで）

(単位：百万円)

区分	金額
収益の部	35,742
営業収益	35,257
医業収益	31,007
運営費負担金収益	4,141
補助金等収益	0
資産見返補助金戻入	109
営業外収益	485
運営費負担金収益	318
その他営業外収益	166
臨時収益	0
費用の部	34,721
営業費用	33,758
医業費用	32,972
給与費	17,952
材料費	7,984
経費	4,608
減価償却費	2,171
研究研修費	257
一般管理費	786
営業外費用	963
臨時損失	0
純利益	1,021
目的別積立金取崩額	0
総利益	1,021

(注記)

計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているので、合計とは一致しないものがある。

3 資金計画（平成24年度から平成27年度まで）

(単位：百万円)

区分	金額
資金収入	38,876
業務活動による収入	33,894
診療業務による収入	30,270
運営費負担金による収入	2,721
その他の業務活動による収入	904
投資活動による収入	1,737
運営費負担金による収入	1,681
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	3,045
長期借入れによる収入	3,045
その他財務活動による収入	0
市からの繰越金	1,200
資金支出	38,430
業務活動による支出	32,236
給与費支出	18,742
材料費支出	8,383
その他の業務活動による支出	5,112
投資活動による支出	3,045
有形固定資産の取得による支出	3,045
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	3,149
長期借入金の返済による支出	303
移行前地方債償還債務の償還による支出	2,845
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	1,446

(注記)

計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているので、合計とは一致しないものがある。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額 1, 000百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

退職手当及び賞与の支給等、一時的な多額の出費への対応

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 料金

理事長は別表に掲げる料金を徴収する。

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができる。

3 料金の還付

既納の料金は還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第10 地方独立行政法人下関市立市民病院の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位:百万円)

施設及び設備の内容	予 定 額	財 源
地域医療センター（仮称）建設	1, 345	下関市からの長期 借入金等
医療機器整備	1, 000	
院内改築	700	

2 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

項目	期間内償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	3, 204	436	3, 640

(2) 長期借入金

(単位：百万円)

項目	期間内償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	1, 626	3, 222	4, 848

(3) E S C O事業

(単位：百万円)

項目	期間内事業費	次期以降事業費	総事業費
E S C O事業	134	228	362

3 積立金の処分に関する計画

なし

別表

区分		金額
診療科	一般診療	診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「厚生労働省告示第 59 号」という。)、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「厚生労働省告示第 99 号」という。)及び保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成 18 年厚生労働省告示第 496 号)により算定した額
	労災診療	労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)による療養に要する費用の額は、山口労働基準局長と山口県医師会長との協定書により算定した額
	自費診療	厚生労働省告示第 59 号別表第 1 及び別表第 2 により算出した点数に 10 円 50 錢を乗じて得た額及び厚生労働省告示第 99 号により算出した額に 1.05 を乗じて得た額。ただし、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車による交通事故に係る場合にあっては、厚生労働省告示第 59 号別表第 1 及び別表第 2 により算出した点数に 15 円 75 錢を乗じて得た額及び厚生労働省告示第 99 号により算出した額に 1.575 を乗じて得た額、自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号)の規定による損害賠償額の支払(同法第 72 条第 1 項の規定による損害をてん補するための支払を含む。)を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養にあっては、厚生労働省告示第 59 号別表第 1 及び別表第 2 により算出した点数に 15 円を乗じて得た額及び厚生労働省告示第 99 号により算出した額に 1.5 を乗じて得た額とする。

分べん料		<p>次の(ア)から(ウ)までに掲げる診療(分べん介助を含む。以下この項において同じ。)を行った時の区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額。ただし、妊娠 12 週以上 22 週未満の流産の場合は、当該分べん料の額から 1 呪につき 30,000 円を控除した額とする。</p> <p>(ア) 診療時間内 1 呪につき 155,000 円</p> <p>(イ) 診療時間外((ウ)に掲げる時間を除く。) 1 呪につき 165,000 円</p> <p>(ウ) 休診日又は休診日以外の日の午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間 1 呪につき 175,000 円</p>
特別室料	特別個室	1 日 12,000 円の範囲内で理事長が定める額
	普通個室	1 日 5,000 円の範囲内で理事長が定める額
人間ドック料		1 人につき 80,000 円以内 (肺がんドックその他の選択追加検査を併せて行う場合にあっては 120,000 円) の範囲内で理事長が定める額
脳ドック料		1 人につき 80,000 円の範囲内で理事長が定める額
選定療養長期入院料		保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成 18 年厚生労働省告示第 498 号。以下「厚生労働省告示第 498 号」という。)第 8 号の規定により計算した入院期間が 180 日を超えた日以後の入院(厚生労働省告示第 498 号第 9 号に規定する者に係るものと除く。)について、厚生労働省告示第 498 号第 10 号に規定する通算対象入院料の基本点数に 100 分の 15 を乗じて得た点数により算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額
文書料		1 通につき 5,000 円の範囲内で理事長が別に定める額

※上記以外のものについては、別に理事長が定める額